



スマホ人権教室の ご案内



大阪法務局及び大阪府人権擁護委員連合会では、中学生を対象に、スマホを安心して利用するために大切な人権尊重意識や、責任ある情報発信について学習する「スマホ人権教室」を実施しています。

● 実施対象

大阪府下に所在する中学校の児童・生徒。
小学校・高等学校での開催も可能ですが、事前にご相談ください。
なお、原則、学校等の団体単位での受付となります。

● 実施内容

大阪法務局職員または人権擁護委員が、学校での対面形式またはWeb会議アプリでのオンライン形式で開催します。

使用する教材(スライド)の主な内容は、以下のとおりです。

なお、ご希望のテーマや授業時間に応じて内容を変更することもできますので、ご相談ください。

- 「人権」とは？
- スマホによるコミュニケーションの特徴について
- SNS上の「デマ投稿」、「ネットいじめ」、「誹謗中傷」について一責任ある情報発信を学ぼう
- SNS利用による性被害から自分を守るために
- 法務局の人権相談窓口のご案内



● お申込みの流れ

1. 学校は、実施希望日の2か月前までに「スマホ人権教室申込書」(▶[Excel](#) ▶[PDF](#))を大阪法務局人権擁護部第三課宛てにメール又はファクシミリにて提出してください。
なお、教室の開催時間は9時30分から17時で、1回の実施時間は原則40～60分間でご調整させていただきます。
2. 法務局から、実施日程と実施内容について確認のご連絡をいたします。



● お申込み・お問合せ先

大阪法務局 人権擁護部第三課

TEL: 06-6942-9492(平日8時30分～17時15分)

FAX: 06-6943-7406

メールアドレス: jinken_oosaka03_moj_bal@moj.go.jp